

身体拘束防止のための指針

ケアクルー介護ステーション

1 身体的拘束等の適正化に関する基本的な考え方

(1) 事業所としての理念

I 身体的拘束の原則禁止

身体的拘束は利用者の生活の自由を制限することで重大な影響を与える可能性があります。本事業所は、利用者一人一人の尊厳に基づき、安心・安全が確保されるように基本的な仕組みをつくり、事業所を運営しますので、身体的・精神的に影響を招く恐れのある身体的拘束は、緊急やむを得ない場合を除き原則として実施しません。

II 身体的拘束に該当する具体的な行為

＜参考＞介護保険指定基準において禁止の対象となる具体的な行為

- ① 徘徊しないように、車椅子や椅子、ベッドに体幹や四肢をひも等で縛る。
- ② 転落しないように、ベッドに体幹や四肢をひも等で縛る。
- ③ 自分で降りられないように、ベッドを柵(サイドレール)で囲む。
- ④ 点滴・経管栄養等のチューブを抜かないように、四肢をひも等で縛る。
- ⑤ 点滴・経管栄養等のチューブを抜かないように、又は皮膚をかきむしらないように、手指の機能を制限するミトン型の手袋等をつける。
- ⑥ 立ち上がる能力のある人の立ち上がりを妨げるような椅子を使用する。
- ⑦ 脱衣やおむつはずしを制限するために、介護衣(つなぎ服)を着せる。
- ⑧ 他人への迷惑行為を防ぐために、ベッドなどに体幹や四肢をひも等で縛る。
- ⑨ 行動を落ち着かせるために、向精神薬を過剰に服用させる。
- ⑩ 自分の意志で開くことの出来ない居室等に隔離する。

※身体拘束ゼロへの手引きにおいては、具体例として11項目記載されています。しかし、11項目はあくまで具体例であること、介護保険施設基準において禁止の対象となっている行為は、「身体的拘束その他入所者(利用者)の行動を制限する行為」であることから、11項目に該当しないケアや方法が身体拘束に当たらないとは限りません。また、当事業所の移動支援に置いて Y 字型拘束帯を使用せざる負えない利用者がある場合もあるので事業所独自として記載から削除しています。

III 目指すべき目標

3要件(切迫性・非代替性・一時性)の全てに該当すると身体的拘束適正化検討委員会において判断された場合、利用者本人・家族への説明・確認を得て、拘束を実施する場合もありますが、その場合も利用者の態様や介護の見直し等により、拘束の解除に向けて取り組みます。

(2) 事業所としての方針

次の仕組みを通して身体的拘束の必要性を除くよう努めます。

① 利用者の理解と基本的なケアの向上により身体的拘束リスクを除きます。

利用者の特徴を日々の状況から十分に理解し、身体的拘束を誘発するリスクを検討し、そのリスクを除くため対策を実施します。

② 責任ある立場の職員が率先して事業所全体の資質向上に努めます。

管理者・介護主任等が率先して事業所内外の研修に参加するなど、事業所全体の知識・技能の水準が向上する仕組みをつくります。特に、認知症及び認知症による行動・心理状態について事業所全体で習熟に努めます。

③ 身体的拘束適正化のため利用者・家族と話し合います。

家族と利用者本人にとってより居心地のいい環境・ケアについて話し合い、身体的拘束を希望されても、そのまま受け入れるのではなく、対応を一緒に考えます。

(3) 記録及び周知

委員会での検討内容の記録し、これを適切に説明・保管するほか、委員会の結果について全職員に周知徹底します。

2 身体的拘束等適正化のための研修

身体的拘束適正化のため介護職員、生活相談員その他の従業者について、職員採用時のほか、定期的な研修を実施します。

研修の実施にあたっては、実施者、実施日、実施場所、研修名、内容(研修概要)、を記載した記録を作成します。

3 緊急やむを得ず身体的拘束を行わざるを得ない場合の対応

(1) 3要件の確認

切迫性	利用者本人又は他の利用者等の生命又は身体が危険にさらされる可能性が著しく高いこと
非代替性	身体的拘束を行う以外に代替する介護方法がないこと
一時性	身体的拘束が一時的なものであること

(2) 要件合致確認

利用者の態様を踏まえ、委員会が必要性を判断した場合、限定した範囲で身体的拘束を実施することとしますが、拘束の実施後も日々の態様等を参考にして同委員会で定期的に再検討し解除へ向けて取り組みます。

(3) 記録等

緊急やむを得ず身体的拘束を行わざるを得ない場合、次の項目について具体的に利用者本人・家族等へ説明し、書面で確認を得ます。

- ・拘束が必要となる理由(個別の状況)
- ・拘束の方法(場所、行為(部位・内容))
- ・拘束の時間帯及び時間
- ・特記すべき心身の状況
- ・拘束開始及び解除の予定(※特に解除予定を記載します)

4 身体的拘束等に関する報告

緊急やむを得ない理由から身体的拘束を実施している場合には、身体的拘束の実施状況や利用者の日々の態様(時間や状況ごとの動作や様子等)を記録し、委員会で拘束解除に向けた確認(3要件の具体的な再検討)を行います。

5 利用者等による本指針の閲覧

本指針は、全ての職員が閲覧を可能とするほか、利用者や家族が閲覧できるように事業所への掲示や事業所ホームページへ掲載します。

附則

この指針は、令和7年11月1日より施行する。